

## 特殊な役務の検収に係る手続きについて

役務請負における請負完了事実の確認をするための検収については、次のとおり取扱うものとする。

1. 有形の成果物がある場合には、部局の検査職員が成果物及び役務履行通知書を確認することにより検収を行う。なお、有形の成果物とは以下のものが想定される。

データベース等の開発・作成	・・・	データベース等に関するマニュアル
物品の修理、保守、点検	・・・	修理報告書、保守報告書
論文校正	・・・	校正後の原稿（写）
調査委託	・・・	調査報告書

2. 有形の成果物がない場合には、部局の検査職員が立会い等により現場確認し検収を行う。

3. プログラムやデジタルコンテンツの作成など、役務が完了して成果物を確認したとしても、専門的知識がなければ成果物の適否を判断することが困難で、且つ、業者の選定に疑義がある場合（業者が特定の研究室のみとしか取引実績がない、業者と発注者との間に特別な利害関係がある、業者の選定理由が弱いなど）には、発注者以外の専門的な知識を有する者が検収を行う。なお、発注者以外の専門的な知識を有する者の選定にあたっては、発注者と上下関係を有する同一研究室・グループ内の者を避けて選定する。

## 《判断フロー》

